

滑川市下水道事業経営管理計画

令和3年度～令和12年度

令和3年3月策定

令和7年3月一部見直し

滑川市建設部上下水道課

目 次

1	計画策定の趣旨	P. 1
(1)	趣旨	P. 1
(2)	計画の位置づけ	P. 1
(3)	計画期間	P. 2
(4)	計画の対象	P. 2
2	事業概要	P. 3
(1)	事業の現況	P. 3
①	施設	P. 3
②	使用料	P. 4
③	組織	P. 5
(2)	民間活力の活用等	P. 6
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	P. 6
3	下水道事業が目指す将来像（ビジョン）	P. 6
4	経営の基本方針	P. 6
(1)	未来に引き継ぐ災害に強い下水道	P. 6
(2)	経営基盤の強化	P. 6
(3)	下水道事業の「見える化」の推進	P. 7
5	投資・財政計画（収支計画）	P. 7
(1)	投資・財政計画（収支計画）	P. 7
(2)	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	P. 7
①	収支計画のうち投資についての説明	P. 7
②	収支計画のうち財源についての説明	P. 7
③	収支計画のうち投資以外の経費についての説明	P. 8
④	収支不均衡の解消に向けた取組について	P. 8
(3)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	P. 8
①	投資についての検討状況等	P. 8
②	財源についての検討状況等	P. 9
③	投資以外の経費についての検討状況等	P. 9
6	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	P. 9
7	別添資料	
別紙 1	経営比較分析表	P. 10 ～ 12
別紙 2	個別施設管理計画	P. 13 ～ 33
別紙 3	投資・財政計画（収支計画）	P. 34 ～ 41

1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨

下水道は、公衆衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、公共用水域の水質保全に資するため、欠かすことのできない公共性・公益性の高い重要な都市基盤施設です。

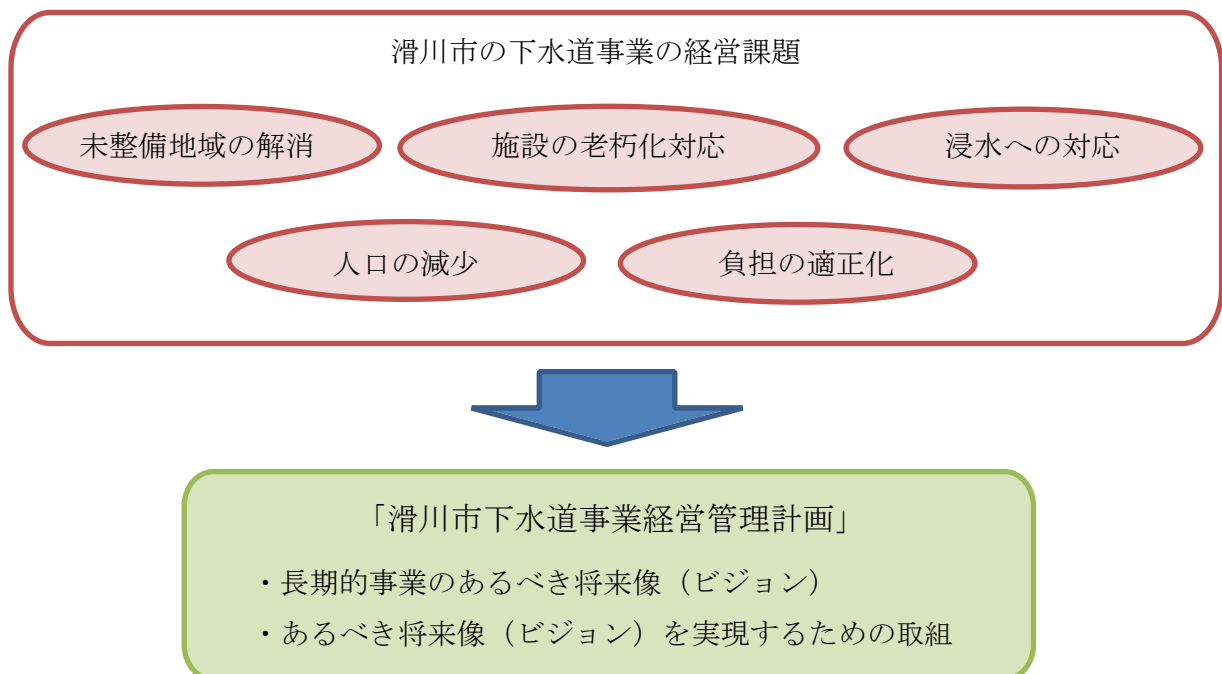
滑川市（以下、「本市」という。）において実施している下水道事業のうち、公共下水道事業は、令和5（2023）年度末の事業計画区域面積に対する整備率が85.2%となっており、依然として未整備地域の解消を図る必要がある一方で、平成元（1989）年度の供用開始から34年が経過しています。また、農業集落排水事業は、当初予定していた整備は全て完了しているものの、平成7（1995）年度の供用開始から28年が経過しています。

本市では、昭和54（1979）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする「滑川公共下水道事業計画」を策定し事業を進めていますが、未整備地域解消のための建設費用に加えて、施設の老朽化の進行に伴い、今後、大規模な更新費用が見込まれています。

さらに、少子高齢化に伴う人口減少により、将来的には使用料収入の減少が見込まれるなど、下水道事業の経営にとっては、大変厳しい状況が予想されます。

このような状況下において、経営環境の変化に対応し、持続的かつ安定的に下水道の役割を果たしていくため、今後の下水道事業のあるべき将来像（ビジョン）とそれを実現するための取組を明らかにするものとして「滑川市下水道事業経営管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

～ 滑川市下水道事業経営管理計画の策定趣旨 ～



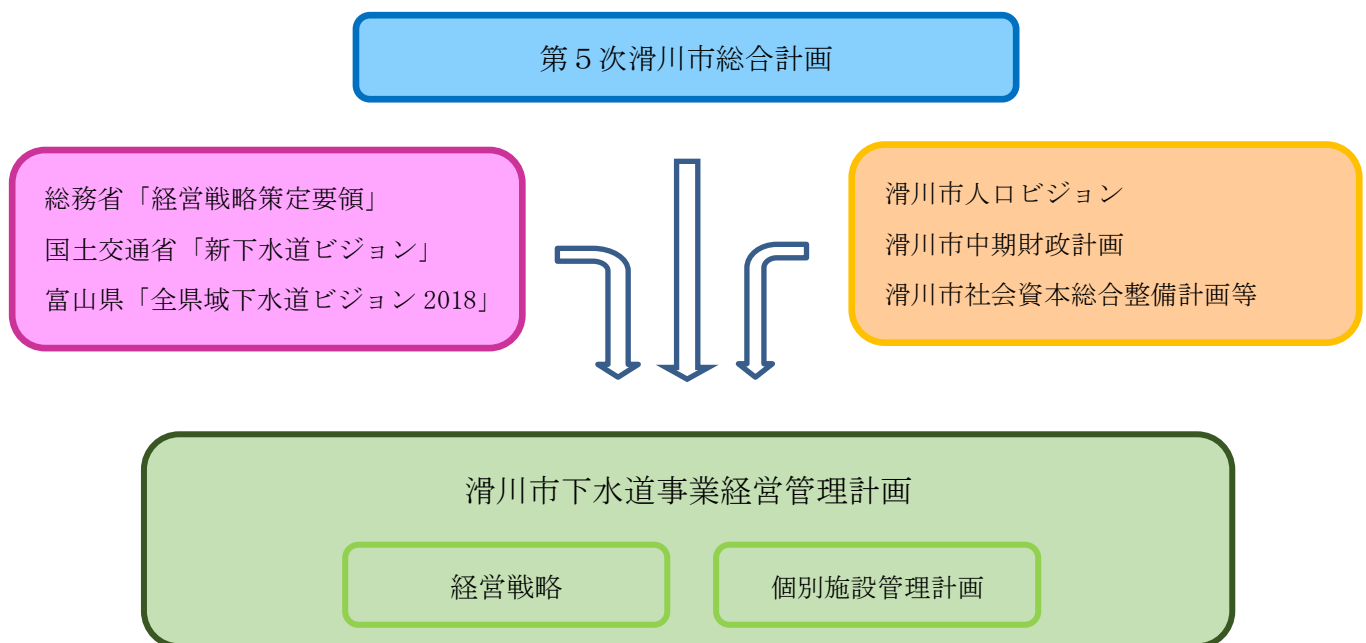
(2) 計画の位置づけ

本市は、令和2（2020）年度に、令和3年度から10年間の計画として「第5次滑川市総合計画」を策定し、総合的かつ計画的に各種施策に取り組んできましたが、策定後の社会構造の変化や新たな行政課題の発生など、まちづくりを取り巻く状況も大きく変化していることをふまえ、市民が安心して生活ができるよう計画的に政策を進めていく指針として、令和6（2024）年度に「第5次滑川市総合計画」を改定したところです。

本計画は、「第5次滑川市総合計画」を上位計画とし、また、総務省が「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26（2014）年8月）に基づき、下水道事業等の公営企業に対して、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請したことから、本市は平成29（2017）年3月に滑川市下水道事業経営戦略を策定し、さらに平成30（2018）年4月の法適用移行をふまえ、令和3（2020）年3月に策定した経営戦略の内容の一部見直しを今回図ったものです。

また、本市が平成28（2016）年10月に策定した「滑川市公共施設等総合管理計画」、令和7（2025）年3月に見直し予定の「ストックマネジメント計画」をふまえ、将来的な公共施設等の老朽化を見据え、財政負担の軽減や平準化を目的とし、予防保全を基本とする管理計画に掲げる公共施設マネジメントを推進していくため、国土交通省のインフラ長寿命化基本計画の行動計画に基づく個別施設管理計画（別紙2）を含むものとします。

～ 本計画の位置づけ ～



（3）計画期間

本計画は、中長期的な視野に立った経営の基本計画とするため、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間としています。

また、適宜計画の進捗管理、事後検証を行います。

（4）計画の対象

本市では、生活排水処理対策として、「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「農業集落排水事業」及び「浄化槽設置整備事業」を実施していますが、本計画においては、下水道事業として実施している「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」及び「農業集落排水事業」を対象に策定しています。

2 事業概要

(1) 事業の現況

①施設

区 分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業 (東加積)
供用開始年度 (経過年数)	平成元年 (35)	平成元年 (35)	平成7年 (28)
法適非適の区分	全部適用	全部適用	全部適用
処理区域内 人口密度 (人/ha)	26.8 人/ha	26.8 人/ha	11.5 人/ha
流域下水道への 接続の有無	無	無	無
処理区数	1 (滑川処理区)		1
処理場数	1 (市浄化センター)		1 *2
広域化・共同化・最適 化実施状況 *1	農業集落排水事業(旧早月川東部地区及び旧北加積地区)は、公共下水道滑川処理区に接続し、市浄化センターで汚水进行处理。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水への接続を指す。「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

*2 東加積地区農業集落排水処理施設。

②使用料

ア 水道水のみ使用（1 か月につき。金額は全て税込）

種別	基本料金（毎月につき）		超過料金（1 m ³ 当たり）	
	基本排除汚水量	金額	基本排除汚水量	金額
一般汚水	8 m ³ まで	1,205 円	8 m ³ を超え 20 m ³ 以下	199 円
			20 m ³ を超え 50 m ³ 以下	209 円
			50 m ³ を超え 50 m ³ 以下	235 円
			100 m ³ を超えるもの	252 円
公衆浴場汚水	200 m ³ まで	14,300 円	200 m ³ を超えるもの	77 円

条例上の使用料 *3 （20 m ³ 当たり） ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,593	円
	令和4年度	3,593	円
	令和5年度	3,593	円

		公共	特環	農集	
実質的な使用料 *4 （20 m ³ 当たり） ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,902	3,878	3,870	円
	令和4年度	3,887	3,887	3,878	円
	令和5年度	3,892	4,478	10,600	円

*3 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³当たりの使用料をいう。以下同じ。

*4 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む。）をいう。以下同じ。

イ 井戸水を使用した場合（1 か月につき 税込）

1 世帯2人まで8 m³（基本水量）とし、3人以上は、1人増すごとに4 m³を加算

また、浴槽所有の場合は、浴槽1個につき4 m³を加算

（例）4人世帯で浴槽1個の場合の汚水量

$$= 8 \text{ m}^3 \text{（基本水量）} + (4 \text{ 人} - 2 \text{ 人}) \times 4 \text{ m}^3 / \text{人} + \text{浴槽} 1 \text{ 個} \times 4 \text{ m}^3 / \text{個}$$

$$= 8 + 8 + 4$$

$$= 20 \text{ m}^3$$

※水道水と井戸水併用の場合は、水道使用水量に井戸水を使用した場合の計算水量の1/2を加算して計算します

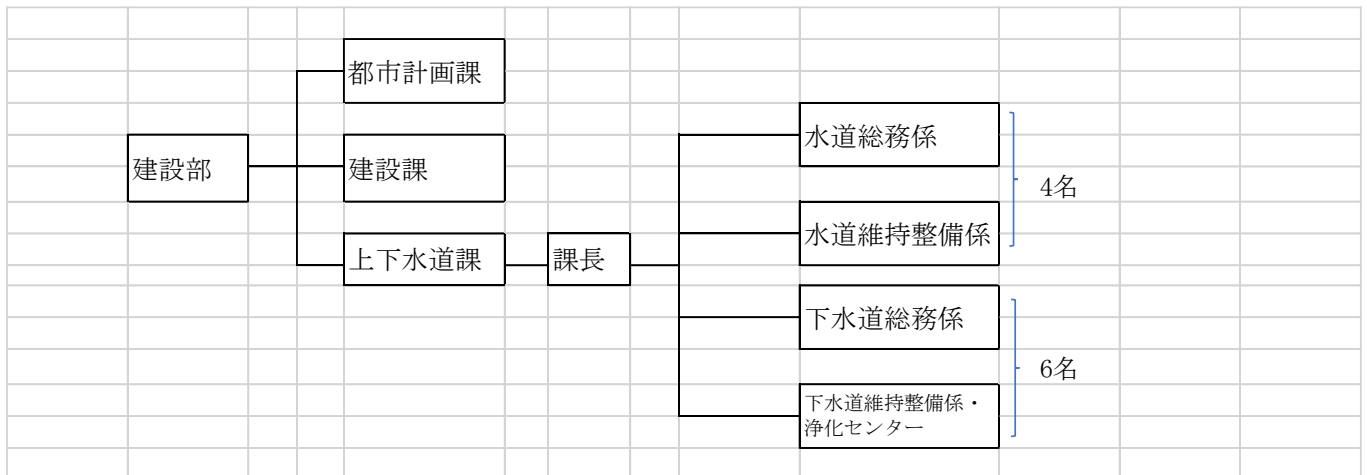
③組織

ア 職員数（企業会計分）

上下水道課 計 11 名 うち 下水道事業会計 6 名、水道事業会計 5 名
（会計年度任用職員は除く。課長は水道事業会計に含む）

【組織図】

（令和 6 年 4 月 1 日現在）



【年齢構成】 ※下水道事業会計分のみ

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	24 歳まで	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
事務職員	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人
技術職員	0 人	0 人	2 人	1 人	1 人
合 計	0 人	0 人	3 人	1 人	1 人

区 分	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60 歳以上	合 計
事務職員	1 人	0 人	0 人	0 人	2 人
技術職員	0 人	0 人	0 人	0 人	4 人
合 計	1 人	0 人	0 人	0 人	6 人

イ 事業運営組織

当市における下水道事業は、公営企業として実施されている公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業（以下「下水道 3 事業」という。）の業務を担っています。下水道 3 事業の料金徴収業務については、水道料金徴収業務を行っている水道事業会計に委託することで事務の効率化を図り、業務の見直し及び適正な人員配置に努めています。

ウ これまでの取組

区 分	取 組
平成 20（2008）年度	水道局と下水道課を統合し、上下水道課となる。
平成 30（2018）年度	公営企業法の全部適用とした公営企業となる。

（２）民間活力の活用等

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理施設については、同一業者に施設管理業務を委託することで、より効率的な維持管理に努めています。現在、指定管理者制度やＰＰＰ、ＰＦＩの活用実績はありませんが、今後も活用を含めた検討を行っていきます。

（３）経営比較分析表を活用した現状分析

令和４年度決算に基づき、令和５年度に策定・公表した経営比較分析表を添付しています。現状分析については、「経営比較分析表（別紙１）」の分析欄をご確認ください。

３ 下水道事業が目指す将来像（ビジョン）

本市の下水道事業において、施設の老朽化、汚水処理費用に係る財源確保といった共通の課題に加え、未整備地域の解消など多くの課題を抱えています。

これらの課題に対応するため、これまでに策定してきた滑川公共下水道事業計画、長寿命化計画やストックマネジメント計画に加え、滑川市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減や平準化を目的とした個別施設管理計画（別紙２）にそって、施設の再構築事業を経済的かつ効率的に実施するとともに、農業集落排水処理区域の公共下水道への接続を推進し、下水道事業のさらなる効率化を図ります。

また、下水道事業を安定的に継続していくため、公営企業経営の原則である独立採算を目指して、段階的に使用料の適正化を図っていきます。

市民の衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、下水道事業が、河川、水路等の公共水域の水質保全対策を行う上で重要な役割を持つ事業であることをふまえ、より一層の経営の効率化と安定化を図り、安心・安全な下水道サービスの提供を実現していくことが、本市の下水道事業が目指す長期的な将来像（ビジョン）となります。

４ 経営の基本方針

本計画における長期的な将来像（ビジョン）を実現するにあたり、本市の中長期的なまちづくりの方向性を示す最上位計画である「第５次滑川市総合計画」の施策を確実に実行するとともに、経営の効率化と安定化を図り、安心・安全な下水道サービスを将来にわたって提供していくため、次の３つを経営の基本方針として事業運営を行っていきます。

（１）未来に引き継ぐ災害に強い下水道

下水道施設の老朽化による事故を未然に防止し、将来に向けて災害に強い下水道施設を確立していくため、特定環境保全公共下水道の面整備計画の進捗による汚水処理整備の早期概成に努めるとともに、「個別施設管理計画」に基づき、施設の長寿命化、更新需要の平準化を図ります。

（２）経営基盤の強化

下水道事業会計は、今後厳しい財政状況が見込まれるため、引き続き各種経費の削減や施設の効率的な運用に取り組むことに加え、処理区が近接する農業集落排水事業（東加積地区浄化センター）の公共下水道への統合を遅くとも令和１２年度までに実施し、処理原価の縮減及び処理施設の統廃合を図り、維持管理費の削減に努めます。

さらに、水洗化率の向上による使用料収入の増収を図るため、令和4年度から職員による下水道接続の促進強化（広報活動の充実、戸別訪問の推進）に取り組んでいますが、併せて、令和5年度からは、市税の滞納整理部署と連携した使用料未納の削減にも取り組んでいます。使用料改定については、経費回収率おおむね100%を維持するための改定を令和10年度以降に実施します。

(3) 下水道事業の「見える化」の推進

関連指標	指標名	単位	R5現状値	R8目標値	R13目標値	達成基準
	経常収支比率	%	109.88	110.00	110.00	100%以上
	経費回収率	%	100.00	100.00	100.00	おおむね100%
	水洗化率	%	85.50	87.50	90.00	

[illegible]

5 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

「投資・財政計画（収支計画）」（別紙３）のとおりです。

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資について

本市の公共下水道については、令和５年度末普及率が 94.6%となっており、令和 8（2026）年度の概成を目指し、事業を進めていく必要があります。

施設の整備にあたっては、個別施設管理計画（別紙２）に基づき計画的に実施します。

②収支計画のうち財源について

ア 下水道使用料

人口については、滑川市人口ビジョンを基にした推計では、将来的に減少する予測となっていますが、計画期間中における下水道使用料は、整備地域の拡大に伴い増加する見込みです。

一方で、将来的には人口減少に伴い使用料収入の減少が予想されることから、収入確保に向け、下水道接続未加入者に対しての戸別訪問等を積極的に行い、下水道接続率の向上に取り組めます。

イ 企業債

建設改良の財源として、国庫支出金（社会資本整備総合交付金等）を活用し、建設改良のための企業債を借入するとともに、企業債の元金償還の平準化と世代間の負担の公平化を図るため、資本費平準化債を活用します。

企業債の借入額については、令和 4（2022）年をピークとして減少する見込みです。また、企業債償還（元金）については、令和 6（2024）年をピークとして減少する見込みです。

ウ 繰入金

繰入金は、収入不足額を補い、収支が均衡する額を計上していますが、公営企業経営の原則である独立採算の観点から、補助金に依存しない経営を目指す必要があります。

③収支計画のうち投資以外の経費について

ア 職員給与費

下水道事業の運営を持続させていくためには、これまでと同程度の職員数が必要であると考え、過去の実績数値を平均化し、定期昇給等も考慮し計上しています。

イ 委託料に関する事項

処理場の維持管理や運転管理業務について、民間の専門知識や創意工夫を活かしてもらうため、引き続き民間に業務委託することとします。

費用については、実績数値を基に計上しています。令和 5（2023）年度に農業集落排水事業早月川東部地区の公共下水道の接続に伴い、施設の維持管理委託料の削減に努めています。

ウ 動力費、薬品費に関する事項

動力費は電気料金等の改定に大きく左右されますが、過去 3 カ年（令和 3～令和 5 年）の実績数値を基に算出し、処理場への流入水量の増加に合わせて増加する見込みです。

④収支均衡に向けた取り組みについて

下水道使用料の増収に向けた取り組みとして、下水道未加入者に対し、戸別訪問等を継続することで加入促進の強化に努めるとともに、今後の施設の維持管理コストを踏まえ、下水道使用料の適正化を図るため、使用料の見直しを検討します。

投資以外の経費については、効率的かつ効果的な施設の運転・維持管理及び民間の創意工夫により、コスト縮減に努めます。

さらに、ストックマネジメント計画をふまえた個別施設管理計画に基づき施設の適正な点検・調査を行うことにより、下水道施設の状態を把握し、計画的な修繕を行うことで、修繕コストの縮減に努めます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①投資について検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	近接する農業集落排水事業の接続により、事業の効率化を図ります。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメントの導入により、施設全体の長寿命化、更新需要の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項	下水道事業経営の推移を注視しながら、PPP/PFI、包括的民間委託の導入を検討します。
その他の取組	該当なし

②財源についての検討状況等

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しの検討を行い、適正な使用料の設定に努めます。
資産の有効活用等による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	地道な啓蒙・啓発活動により、水洗化の促進に努めるとともに不明水の解消に努めます。 使用料、受益者負担金・分担金の徴収率向上のため、関係各課とも情報共有しながら、滞納者対策を強化します。

③投資以外の経費についての検討状況等

民間活力の活用に関する事項	老朽化した処理場設備機器の状態を見極めながら効果的な修繕を行い、水処理・汚泥処理の安定化と事業コストの抑制に取り組みます。また、業務委託職員による施設確認の徹底や技術向上を図り、修繕コストの抑制につながる業務委託を進めていきます。
---------------	---

6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本計画については、適宜進捗管理、事後検証を行います。